

生駒市規則第10号

生駒市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年4月16日

生駒市長 山下 真

生駒市公印規則の一部を改正する規則

生駒市公印規則（平成9年3月生駒市規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表専用公印の表第4項中 「

生駒市 長之印
市民税課専用

」 を 「

生駒市 長之印
課税課専用

」 に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月17日から施行する。